

西東京市長

丸 山 浩 一 様

西東京市子ども子育て審議会

会 長 森 田 明 美

利用者負担額及び育成料の見直しについて（答申）

平成 27 年 4 月 16 日付 27 西子保第 76 号をもって諮問がありました、利用者負担額及び育成料の見直しについて、施設の利用者の声を聴く機会を設けるとともに、審議会及び専門部会において慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付記した上で答申します。

記

1 答申

国と東京都は、平成 29 年度末に保育の待機児童解消に向け取り組みを進めています。

市は、待機児童対策と同時に、保育事業及び学童クラブ事業の様々な課題に取り組まなければならない状況にあります。

今後も同事業の継続性、認可保育所以外の施設や在宅で子育てする世帯との公平性並びに市の厳しい財政状況等を鑑み、市が提案した改定（案）については、やむを得ないものとして、原案のとおり了承します。

2 付言

- （1）利用者負担額等の見直しによる新たな財源については、在園児を含めたすべての子どもたちへの持続可能な子ども支援・子育て支援の量的かつ質的な確保に使われるよう、要望します。

なお、この見直しに当たっては、それに至った理由や背景を、利用者や市民に理解を得られるよう説明に努力されたい。

- （2）合併を起因とする公立保育園の開所時間（現行 11 時間 15 分開所）については、新制度の 11 時間開所との整合性や他保育施設との公平性の観点から、解消に向けて対応すること
- （3）新年度の児童福祉関連予算が確定した際には、当審議会に対し、事業の内容について、説明・報告されること

利用者負担額の改定—(案)—

1 今回の見直しについての考え方

利用者負担は、公定価格を構成する教育・保育を提供するにあたって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部または一部を保護者に負担していただくもので、国が定める水準を限度として市町村が定めるものである。

平成 27 年 4 月 1 日現在の西東京市の認可保育所における利用者負担の調定状況から推計すると、利用者負担額の国基準徴収額に対する割合は平成 25 年度の 50.3%から平成 27 年度は 46.4%へ減少していると想定される。

これまで、市は認可保育所における国基準を上回る保育内容を提供するため、多額の一般財源を運営費に投入し維持継続してきたところであるが、子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充と質の確保を推進するためには、更なる負担をしなければならず、市の財政に与える影響は一層増大することとなる。このため、今後の保育事業の継続性、認可保育所以外の施設や在宅で子育てをしている世帯との公平性を考慮し、将来的には国が想定している利用者負担（国基準徴収額の 100%）を負担していただきたいと考えるが、市全体の事業計画、市民負担、他市との比較等を考慮し、今回の改定率はおおむね 20%、国基準徴収額の 55.7%程度と設定したい。

なお、事業継続のための財政負担の課題のほか、今後の待機児童対策の進捗状況、公定価格における保育の質の向上などによる財政負担の増大、新制度の実施による想定との差などの検討要素が想定されるため、市の財政に与える影響等を点検し、定期的な見直しを図る必要がある。

2 改定にあたっての見直し事項

階層区分の見直し（D階層を 14 区分から 25 区分へ変更）

- ①国基準に合わせた階層の区割り
- ②現状の階層をなるべく維持しつつ、階層間の均衡を図る
- ③最高階層を新たに設定
- ④ 1 号認定の実質負担額が 2 号認定の利用者負担額を超える階層の解消

3 改定案

（単位：%、千円）

公定価格 に対する 負担割合	上昇率	認可保育所の利用者負担（保護者負担分）				利用者負担に 対する割合	利用者負担に係る 市負担分	
		総額	増加額	一人あたり(円)				減少額
				平均月額	増加額			
28.2	19.9	768,343	127,447	22,617	3,752	55.7	611,897	△ 127,447
23.5	—	640,896	—	18,865	—	46.4	739,344	—

階層別改定額の影響（月額）（詳細は別紙階層表案参照）

3号認定 B2 500円 ～ D25 27,200円 2号認定 B2 300円 ～ D25 8,200円

※①改定案における増加額には、短時間認定及び軽減による減額要素は加味していない。

②短時間認定の利用者負担は、従来どおり標準時間認定の 98.3%とする。

3号認定利用者負担(案)

階層区分		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護等世帯	0	0
B 1	非課税世帯	要保護者等	0
B 2		要保護者等を除く。	2,600 (1,300)
C	均等割のみ課税世帯	6,000 (3,000)	5,900 (3,000)
D 1	所得割額	46,700未満	7,200 (3,600)
D 2		46,700以上48,600未満	8,400 (4,200)
D 3		48,600以上50,700未満	10,800 (5,400)
D 4		50,700以上58,700未満	14,200 (7,100)
D 5		58,700以上78,000未満	18,000 (9,000)
D 6		78,000以上97,000未満	22,000 (11,000)
D 7		97,000以上116,000未満	25,200 (12,600)
D 8		116,000以上133,000未満	27,400 (13,700)
D 9		133,000以上150,200未満	29,400 (14,700)
D 10		150,200以上169,000未満	31,600 (15,800)
D 11		169,000以上190,200未満	33,600 (16,800)
D 12		190,200以上210,200未満	35,000 (17,500)
D 13		210,200以上230,200未満	36,400 (18,200)
D 14		230,200以上250,200未満	37,800 (18,900)
D 15		250,200以上266,300未満	40,200 (20,100)
D 16		266,300以上282,500未満	42,600 (21,300)
D 17		282,500以上301,000未満	45,000 (22,500)
D 18		301,000以上328,400未満	47,400 (23,700)
D 19		328,400以上355,800未満	51,600 (25,800)
D 20		355,800以上376,400未満	55,200 (27,600)
D 21		376,400以上397,000未満	58,800 (29,400)
D 22		397,000以上420,000未満	62,400 (31,200)
D 23		420,000以上443,000未満	66,000 (33,000)
D 24		443,000以上466,000未満	69,600 (34,800)
D 25		466,000以上	73,200 (36,600)

※ () 内に掲げる額は第2子の利用者負担の額

2号認定利用者負担(案)

階層区分		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護等世帯	0	0
B 1	非課税世帯	要保護者等	0
B 2		要保護者等を除く。	1,700 (900)
C	均等割のみ課税世帯	4,800 (2,400)	4,700 (2,400)
D 1	所得割額	46,700未満	6,500 (3,300)
D 2		46,700以上48,600未満	7,200 (3,600)
D 3		48,600以上50,700未満	9,000 (4,500)
D 4		50,700以上58,700未満	10,800 (5,400)
D 5		58,700以上78,000未満	15,000 (7,500)
D 6		78,000以上97,000未満	16,000 (8,000)
D 7		97,000以上116,000未満	18,000 (9,000)
D 8		116,000以上133,000未満	19,200 (9,600)
D 9		133,000以上150,200未満	20,400 (10,200)
D 10		150,200以上169,000未満	21,200 (10,600)
D 11		169,000以上190,200未満	22,200 (11,100)
D 12		190,200以上210,200未満	22,800 (11,400)
D 13		210,200以上230,200未満	23,400 (11,700)
D 14		230,200以上250,200未満	24,000 (12,000)
D 15		250,200以上266,300未満	24,600 (12,300)
D 16		266,300以上282,500未満	25,200 (12,600)
D 17		282,500以上301,000未満	25,800 (12,900)
D 18		301,000以上328,400未満	26,600 (13,300)
D 19		328,400以上355,800未満	27,400 (13,700)
D 20		355,800以上376,400未満	28,200 (14,100)
D 21		376,400以上397,000未満	29,000 (14,500)
D 22		397,000以上420,000未満	29,800 (14,900)
D 23		420,000以上443,000未満	30,600 (15,300)
D 24		443,000以上466,000未満	31,400 (15,700)
D 25		466,000以上	32,200 (16,100)

※ () 内に掲げる額は第2子の利用者負担の額

学童クラブ育成料の改定(案)

1 育成料の考え方

育成料等については、原則合併以前の料金を引き継ぎ、現在まで改定は行われておらず、26市中でも下位に位置している。

この間、在籍児童数の増加に伴い学童クラブの増設、指導員の増員、学童クラブの整備・充実等に努めてきたところであるが、今後も、新制度への対応や大規模学童の解消等に向けた学童クラブ事業の充実を図る必要があり、市の財政に与える影響は一層増大することが予測される。

このため、育成料については今後の学童クラブ事業の継続性、未利用者との公平性、他市との比較を考慮し、国が示している水準（総事業費の2分の1）を本来、保護者が負担すべき金額として将来的な目標としつつ、改定にあたっては、市全体の事業計画、市民負担、他市との比較等を考慮し、今回の改定率は50%、総事業費の25.4%に設定したい。

2 育成料の改定案

保護者の負担割合 %	改定率 %	育成料 円	市負担分（見込み） 千円	
				減少額
25.4	50.0	6,000	190,107	△33,342
16.9	0.0	4,000	223,449	現行